

新年度が始まりました。4日清明, 20日穀雨, 29日昭和の日

## 1. April 改正情報・案内

① 既に先月号にて「健康保険法及び船員保険法における現在の標準報酬月額の高等級(47級・121万円)の上に3等級が追加され、上限が引き上げられる」ことは記載しましたが、**昨年の算定基礎届の給与額データや、それ以降の月額変更、取得届の給与額データを元に管轄年金事務所より今月中に「改定通知書」が届きます。**年間の標準賞与額(毎年4/1~翌年3/31)健康保険の上限が573万円(厚生年金保険は月150万円は変わらず)。



伊豆パノラマパークからの富士山

② **雇用保険料率が4月分給与から変更**されますので、従業員から徴収する雇用保険の保険料率の設定変更を行ってください(3/29午後の参議院本会議で「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が全会一致で可決・成立)。

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) **健康保険 49.85(愛知) / 1000**、**介護保険 7.9 / 1000**  
**厚生年金保険 89.14 / 1000** **雇用保険 4 / 1000** (建設業 **5 / 1000**)

③ H28年度の国民年金保険料 16,260円に

④ 事務組合愛知中央SR経営労務センターにご加入の事業所様は、労働保険の年度更新の手続きの時期となり、今年は5/13(金)締切です。ご協力よろしくお願い致します。

⑤ 通勤手当の非課税限度額引き上げ(10万円→15万円)が、平成28年1月1日に遡及して適用に

## 2. 名言名句

**「難しいと思うとわからなくなる。簡単と思うと、意外にわかる」**

中谷彰宏

### 法改正ワンポイント

### 4月からの出産手当金・傷病手当金の計算方法

傷病手当金を計算する際の標準報酬月額は、「直近12月間」の平均額を用いることとなります。出産手当金の計算も同様に変更されます。

平成28年3月31日までの支給金額

1日あたりの金額  $[\text{休んだ日の標準報酬月額}] \div 30 \times \frac{2}{3}$



平成28年4月1日からの支給金額

1日あたりの金額  $[\text{支給開始日}^* \text{以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}] \div 30 \times \frac{2}{3}$

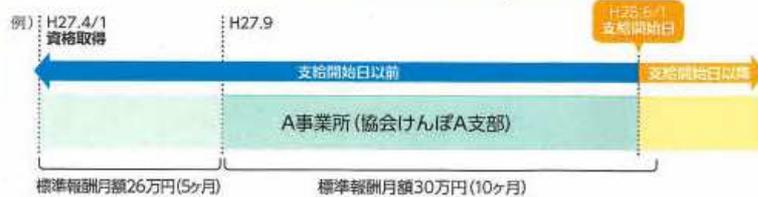
\*支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです



●支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額
  - 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)
- を比べて少ない方の額を使用して計算します。

●支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合



支給開始日以前の12ヶ月(H27.7~H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$(26万円 \times 2ヶ月 + 30万円 \times 10ヶ月) \div 12ヶ月 \div 30日 \times \frac{2}{3} = 6,520円$$

- ※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します
- ※2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

Q1

休業する6ヶ月前に転職しています。平均の標準報酬月額の計算方法はどようになりますか？

A

転職する前にも協会けんぽに加入しており、離職していた期間が原則1ヶ月以内であれば、転職前後の標準報酬月額を通算して計算します。

Q4

平成28年4月より前から傷病手当金を受給していますが、平成28年4月からの支給金額は変わりますか？

A

これまでに傷病手当金を受給していた方も平成28年4月1日支給分から、新しい計算方法で支給金額を計算します。

#### 4. 統計・情報

- 厚生労働省は28日、2015年4月1日の待機児童に関する10月1日時点での状況を公表した。4月の待機児童数は2万3,167人だったが、年度途中で育休明け等により保育の申込みをしたものの入園できない数が2万2,148人増加し、10月1日時点で計4万5,315人。2014年10月と比較すると2,131人増。
- 高齢法経過措置の対象年齢が4月から「62歳以上」に引き上げられます。平成25年4月に施行された改正高齢者雇用安定法では、継続雇用制度の対象者を労使協定で限定できる仕組みを廃止するとともに、改正法が施行されるまで(平成25年3月31日)に労使協定で対象限定基準を定めていた事業主に対しては、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者のみにその基準の適用を認める経過措置を設けています。
- ストレスチェック制度に基づく労基署への報告様式を公開しました。報告書の提出はこの様式を用いて、4月1日以降に行うこととされています。
- 政府は、労働基準監督官の立入り調査について、1カ月の残業時間の基準の引下げ(100時間→80時間)を検討していることを明らかにした。長時間労働に歯止めをかけるために指導を強化し、子育て中の女性や高齢者が働きやすい環境を整えることがねらい。これに伴う対象者は300万人(2.7倍)に拡がるのが予想される。法改正による規制強化などは見送る方向。

富士山麓にあるキリン御殿場ウイスキー工場の限定ボトル



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

新年度に入り、1年の4分の1が過ぎました。マイナンバー制度について各企業様におかれましては、収集も一段落してきた頃ではないでしょうか。弊所も一部事業所様からお預かりしデータ入力(クラウド方式)での管理し始めております。各役所のルールが順次変更されているため「慌てない手続」になっている感じがします。個人情報については慎重に取り扱うことはマイナンバー以前から当然の事でありましたが、一般の方も意識が高まったと思います。

先月「新東名高速道路」を利用し富士山を見にゆきました、今回は、伊豆半島側から「駿河湾と富士山」を一望できる「伊豆パノラマパークの葛城山頂」からの眺めを期待して。良い天気でも雲が多少あるものの、なんとか眺めることができました。しかし、カメラでうまく撮ることができません、「かすんでいるため」でした。この時期の富士山は「春かすみ」がわかり見づらい事をあとで知りました。やはり12月1月が空気も澄んで一番なのでしょう。今後も富士山をいろんな方向から見てみたい！そう、昔の浮世絵師、葛飾北斎と歌川広重の『富嶽三十六景』と『富士三十六景』を見ながら、という計画をしたいと思うのでした！(S)